

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 市が職員（市が給与又は報酬を支給している者（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 市が職員（市が給与又は報酬を支給している者（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>